

# 森林を伐採するときには

# 届出を！

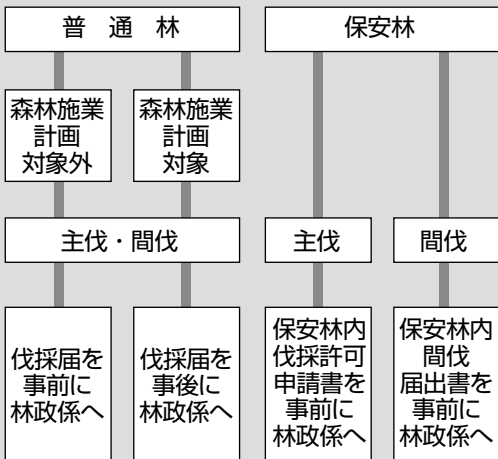
林政課林政係 ☎(63)21866

森林には、洪水や濁水を防いだり、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止するなど、たくさん働きがあります。

たとえ自分の森林であっても伐採するときには、事前に届出や申請をすることが法律で義務づけられています。



## 森林伐採の手続き



### なぜ届出が必要なの？

森林所有者などが森林を伐採しようとするときには、森林法の規定によりあらかじめ市に伐採届を提出しなければなりません。この制度は、県や市が適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握するために設けられています。

### 届出の時期は？

**普通林** 主伐・間伐にかかわらず、伐採を始める90日から30日前まで

**保安林** 間伐については、伐採を始める90日から20日前まで  
(主伐については、林政係へお問い合わせください)

## 元気な森をつくろう！



栃木県では、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20年度から『とちぎの元気な森づくり県民税』を導入しました。

市でも、森林の持つ環境保全の機能を守るため、県からの交付金を活用して、森林ボランティアの活動の支援や、イノシシ等の野生獣被害が多く発生している地域の山林の刈り払いなどを行う「里山林整備事業」を展開しています。

### 里山林整備事業

- ・イノシシ被害や通学路などの見通しの悪い山林の刈り払いを実施する際に、刈り払い費用を支援します。

- ・森づくりや森の大切さの理解促進を目的に活動している団体や、植栽・森林観察会などのイベントを支援します。

森づくり活動や森林の刈り払いを行いたい団体は、林政係までお問い合わせください。